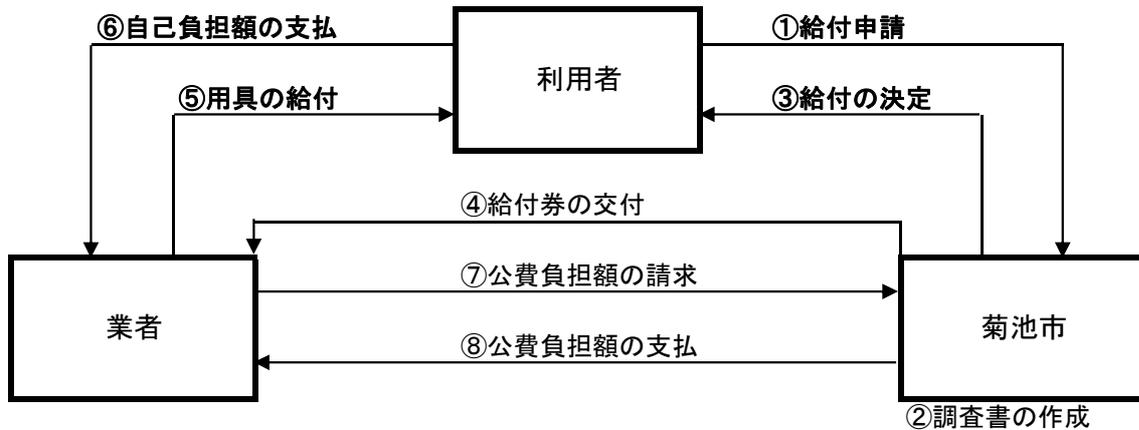


日常生活用具給付の流れ



①給付申請：申請書(様式第1号)の提出【利用者⇒菊池市】

【申請に必要なもの】●申請書 ●見積書 ●カタログの写し等(ストーマ用装具除く)

※ 用品が不足されませんよう概ね1ヶ月程度前を目安にご申請ください。

※ 障がい内容により医師意見書が必要になる場合があります。

②調査書の作成：申請に基づき、市が調査を実施し調査書を作成します。

③給付の決定：調査結果により、決定・却下通知書(様式第3号)を通知します。【菊池市⇒利用者】

④給付券の交付：決定にあわせて、給付券(様式第4号)を交付します。【菊池市⇒利用者または業者】

⑤用具の給付：決定内容に基づき、用具の給付を行います。【業者⇒利用者】

⑥自己負担額の支払：決定内容に基づき、業者へ自己負担額の支払いをお願いします。【利用者⇒業者】

※自己負担額がある場合は、別途業者より自己負担額分の請求があります。

⑦公費負担額の請求：納品後、給付券を添えて費用の請求を行います。【業者⇒菊池市】

⑧公費負担額の支払：請求内容を審査し、支払を行います。【菊池市⇒業者】

日常生活用具事業詳細及び様式等につきましては、ホームページに掲載しておりますので下記URLまたはQRコードからご確認ください。

日常生活用具給付事業の詳細はこちら

<https://www.city.kikuchi.lg.jp/article/view/1158/921.html>



申請書様式はこちら

<https://www.city.kikuchi.lg.jp/article/view/1035/893.html>

